

◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。ただし、別表第4防災局防災企画課の部の改正及び交通政策局港湾整備課の部の改正並びに別表第5の改正並びに別表第6第3号の表佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎次長の項の改正並びに別表第8の改正は公布の日から、別表第4総務部税務課の部の改正並びに別表第6第3号の表県税部副部長（村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。）の項の改正、県税部副部長（村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）の項の改正、県税部副部長（新潟収税担当に限る。）の項の改正、県税部収税課長の項の改正、県税部村上収税課長、新津収税課長、三条収税課長、佐渡収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長の項の改正及び新潟地域振興局県税部収税第2課長及び収税第3課長の項の改正（「の種別割」を削る部分に限る。）は新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年新潟県条例第8号）の施行の日から、別表第4福祉保健部健康づくり支援課の部の改正は医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16)（略）</p> <p>(17)（略） (18)（略） (19)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税務課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を</td> <td></td> </tr> </table>	税務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)（略）	(略)	(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を		<p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(16)（略） <u>(17) 削除</u> <u>(18) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務のうち次に掲げる事務を処理すること。</u> <u>ア 公益信託の引受けの許可をすること。</u> <u>イ 公益信託の併合の許可をすること。</u> <u>ウ 吸収信託分割の許可をすること。</u> <u>エ 新規信託分割の許可をすること。</u> <u>オ 公益信託の終了の命令をすること。</u> <u>カ 公益信託の終了に伴う残余財産の処分</u> <u>許可をすること。</u></p> <p>(19)（略） (20)（略） (21)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） (略) 総務部 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税務課</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">部長専決事項</th> <th style="width: 50%;">課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)（略）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する</td> <td></td> </tr> </table>	税務課		部長専決事項	課長専決事項	(1)（略）	(略)	(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する	
税務課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1)（略）	(略)																
(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の特例税率を適用する定置場を																	
税務課																	
部長専決事項	課長専決事項																
(1)（略）	(略)																
(2) 新潟県県税条例 （平成18年新潟県条例第10号）第66条に規定する積雪による自動車税の種別割の特例税率を適用する																	

指定すること。	
(3)・(4) (略)	

(略)

(略)

防災局

防災企画課	
局長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(略)
(3) <u>災害救助法第8条第1項又は第2項の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>	
(4) <u>災害救助法第8条第3項の規定により、協力命令に従わなかつた旨を通知すること。</u>	
(5) (略)	
(6) (略)	
(7) (略)	

(略)

福祉保健部

(略)

健康づくり支援課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(6) (略)
	(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第7項の規定により、養育医療機関を指定すること。
	(7)の2～(20) (略)

(略)

産業労働部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。</u>	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。
(2) (略)	
(3) (略)	
(4) (略)	

定置場を指定すること。	
(3)・(4) (略)	

(略)

(略)

防災局

防災企画課	
局長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(略)
(3) <u>災害救助法第8条の規定により、救助に関する業務に協力させること。</u>	
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) (略)	

(略)

福祉保健部

(略)

健康づくり支援課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1)～(6) (略)
	(7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第5項の規定により、養育医療機関を指定すること。
	(7)の2～(20) (略)

(略)

産業労働部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	
(2) (略)	
(3) (略)	

地域産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)及び(2) 削除
	(3)～(15) (略)

(略)

(略)

農林水産部

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(6)の5 (略)
	(6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第10条第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(食品・流通課の所管事項に係るものに限り、地域振興局長に委任したものを除く。)
	(6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(食品・流通課の所管事項に係るものに限り、地域振興局長に委任したものを除く。)
	(7)～(20) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(18) (略)
	(19) 特定水産動植物

地域産業振興課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) 削除
(3) 商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。	(2) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること。
	(3)～(15) (略)

(略)

(略)

農林水産部

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(6)の5 (略)
	(6)の6 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)
	(6)の7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(地域振興局長に委任したものを除く。)
	(7)～(20) (略)

(略)

水産課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(18) (略)

等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（水産課の所管事項に係るものに限る。）。

(20) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（水産課の所管事項に係るものに限る。）。

(21) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第32条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に、工場等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(22) (略)

(23) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(略)

治山課

部長専決事項

課長専決事項

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。

(5)の2 森林法第10条の3第2項の規定により、命令に従わなかつた旨等を公表すること（地域振興局長に委任したものを除く。）。

(略)

治山課

部長専決事項

課長専決事項

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること（地域振興局長に委任したものを除く。）。

(6)～(22) (略)	
(略)	
土木部	
(略)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(14) (略)	(1)～(12)の4 (略)
(15) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(12)の5 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u> （平成12年法律第149号）第5条の2第1項の規定により、管理組合の管理者等に対し、必要な助言及び指導をすること。
(16) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第161条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(12)の6 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u> 第5条の2第3項の規定により、管理組合の管理者等に対し、特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。
(17) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第163条の53第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第66条の規定により、認可事業者に対し、必要な助言及び指導をすること。
(18) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第214条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(13)の2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第4条の2第1項の規定により、マンションの区分所有者に対し、必要な助言及び指導をすること。
	(13)の3 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第4条の2第3項の規定により、マンションの区分所有者に対し、特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。

(6)～(22) (略)	
(略)	
土木部	
(略)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(14) (略)	(1)～(12)の4 (略)
(15) <u>マンションの建て替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）第98条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	
	(13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第65条の規定により、認可事業者に対し、必要な助言及び指導をすること。

(14) マンションの再生等の円滑化に関する法律第11条第1項（同法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。

(15) マンションの再生等の円滑化に関する法律第11条第3項（同法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。

(16) マンションの再生等の円滑化に関する法律第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(17) マンションの再生等の円滑化に関する法律第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。

(18) マンションの再生等の円滑化に関する法律第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。

(18)の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律第160条第1項の規定により、組合に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(18)の3 マンションの再生等の円滑化に関する法律第160条第2項の規定により、組合に対し、必要な措置を命ずること。

(14) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第1項（同法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画の縦覧を関係町村の長に命ずること。

(15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第3項（同法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること。

(16) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第97条第1項の規定により、組合等に対し、報告等を求め、又は勧告等を行うこと。

(17) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第97条第2項の規定により、組合等に対し、必要な措置を命ずること。

(18) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第1項の規定により、個人施行者に対し、必要な措置を命ずること。

と。

(18)の4 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の52第1項の規定に
より、組合に対し、
報告等を求め、又は
勧告等をすること。

(18)の5 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の52第2項の規定に
より、組合に対し、
必要な措置を命ずる
こと。

(18)の6 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第163条
の58第1項の規定に
より、要除却等認定
マンションの区分所
有者に対し、必要な
指導及び助言をする
こと。

(18)の7 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第170条
第1項（同法第183
条第2項において準
用する場合を含む。）
の規定により、事業
計画の縦覧を関係町
村の長に命ずるこ
と。

(18)の8 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第170条
第3項（同法第183
条第2項において準
用する場合を含む。）
の規定により、意見
書を審査し、事業計
画の修正を命ずるこ
と。

(18)の9 マンション
の再生等の円滑化に
関する法律第213条
第1項の規定によ
り、組合に対し、報
告等を求め、又は勧
告等をすること。

	(18)の10 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第213条第2項の規定により、組合に対し、必要な措置を命ずること。</u> (19)～(44) (略)
--	--

交通政策局
(略)

港湾整備課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 港湾法（昭和25年法律第218号） <u>第55条の3第1項又は第2項の規定により、非常災害時における土地の一時使用をすること。</u> (2)～(9) (略)

(略)

別表第5（第14条の2関係）
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
(5)の11 水産業協同組合法第86条の10の規定による組織変更の届出を受理すること。
(5)の12～(23) (略)
(略)

別表第6（第15条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長（ <u>工業技術総合研究所技術統括センター長及び農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括</u>	(略)

	(19)～(44) (略)
--	---------------

交通政策局
(略)

港湾整備課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 港湾法（昭和25年法律第218号） <u>第55条の3の規定により、非常災害時における土地の一時使用をすること。</u> (2)～(9) (略)

(略)

別表第5（第14条の2関係）
(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
(5)の11 水産業協同組合法第86条の9の規定による組織変更の届出を受理すること。
(5)の12～(23) (略)
(略)

別表第6（第15条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
地域機関の課長、室長及びセンター長（ <u>農業総合研究所の室長を除き、東京事務所の総括所長代理及び農業総合研究所研究センターの</u>	(略)

所長代理及び農業総合研究所研究センターの課長を含む。)

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
新発田地域振興局県税部長	(略)

(略)

県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。 ツ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。 テ～フ (略) (3)・(4) (略)
--	---

県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税を
---	---

課長を含む。)

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
長岡及び上越の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第7項に規定する事項
新発田地域振興局県税部長	(略)

(略)

県税部 副部長 (村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 チ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均一課税をすること。 ツ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。 テ～フ (略) (3)・(4) (略)
--	---

県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均
---	---

当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	<p>すること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	<p>一課税をすること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
(略)		(略)	
県税部 副 部 長 (新潟収 税担当に 限る。)	<p>(1) 直税関係</p> <p>ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。</p> <p>イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</p> <p>(2) (略)</p>	県税部 副 部 長 (新潟収 税担当に 限る。)	<p>(1) 直税関係</p> <p>ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。</p> <p>イ 新潟県県税条例第67条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の不均一課税をすること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第72条第1項、第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の減免をすること。</p> <p>(2) (略)</p>
(略)		(略)	
県税部 収税課長	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</p>	県税部 収税課長	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。</p>
県税部 村上収税 課長、新 津収税課 長、三条 収 税 課 長、佐渡 収 税 課 長、柏崎 収 税 課 長、十日 町収税課 長及び糸 魚川収税 課長	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</p> <p>(12)～(18) (略)</p>	県税部 村上収税 課長、新 津収税課 長、三条 収 税 課 長、佐渡 収 税 課 長、柏崎 収 税 課 長、十日 町収税課 長及び糸 魚川収税 課長	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(11) 新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。</p> <p>(12)～(18) (略)</p>
新潟地域振	(1) (略)	新潟地域振	(1) (略)

興局県税部 収税第1課長及び 収税第2課長	<p>(2) <u>地方税法第11条第2項の規定により、納付又は納入の催告書を発すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>国税徴収法第74条の規定により、組合員等の持分等の払戻の請求をすること。</u></p> <p>(5) <u>国税徴収法第130条第1項の規定により、債権現在額申立書を提出し、又は債権現在額申立書の提出を受けること。</u></p> <p>(6) <u>民事執行法第49条第2項の規定による債権の存否等の届出を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>新潟県県税条例第16条の規定による徴収の引継ぎをし、又は他の地域振興局長からの徴収の引継ぎを受けること。</u></p> <p>(8) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</u></p>	興局県税部 収税第1課長	<p>(2) <u>県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。</u></p> <p>(3) <u>自動車税の種別割の納税通知書を再発付すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。</u></p>
新潟地域振興局県税部 収税第3課長	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。</u></p> <p>(3) <u>自動車税の納税通知書を再発付すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税に関する報告書の提出を求めること。</u></p>	新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び 収税第3課長	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>新潟県県税条例第71条の規定により、自動車税の種別割に関する報告書の提出を求めること。</u></p>
(略)		(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庁舎次長	土地改良法第18条第19項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。	佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庁舎次長	土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。

(略)	
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第230号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、副部长(港湾空港担当)、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(1) 所長の権限の代決 ア 所長が不在のときは、管理部に関する事項については事務長、診療部に関する事項については診療部長、看護部に関する事項については看護部長 イ・ウ (略) エ <u>所長及び診療部長がともに不在のときは、診療部に関する事項については所長があらかじめ指定した職員</u> (2) (略)
(略)	

(略)	
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第562号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第230号まで並びに第7項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、副部长(港湾空港担当)、次長、用地・行政課長、維持管理課長及び業務・空港用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(1) 所長の権限の代決 ア 所長が不在のときは、管理部に関する事項については事務長、診療部に関する事項については <u>主務課長(医長を含む。)</u> 、看護部に関する事項については看護部長 イ・ウ (略) (2) (略)
(略)	